



寒川町みどりの基本計画 一部改定（案）

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
（町民意見の公募）

回覧

（意見募集期間）

令和8年7月21日(火) ～ 8月20日(木)

～みなさまのご意見をお待ちしています～

みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画であり、主として都市計画区域内における町のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。

寒川町では、令和3年に全面改定した「改定 寒川町みどりの基本計画」が、現在の計画となっています。

一部改定の内容

令和3年の全面改定から5年が経過しました。社会情勢の変化等に対応するため、次の4つの項目を改定します。

- ・① 組織の見直しによる所管課変更
- ・② 新たな公園整備完了による文言削除
- ・③ その他施策内容等（緑化基金等）の見直し
- ・④ 都市計画緑地に関する方針の変更

改定内容① 「組織の見直しによる所管課変更」の概要

なぜ改定するの？（背景）

令和8年4月に役場組織の見直しにより「都市みどり担当」が、都市計画課から都市整備課に移行しました。各施策の担当課で「都市計画課」の表記では、現在の課名と整合していないため、分かりにくい状況です。

目的

施策の担当課で「都市計画課」を「都市整備課」に変更し、現在の課名と合わせることで、町民の方に分かりやすいものにします。

みどりの基本計画55施策のうち…

40施策は都市みどり担当（現：都市整備課）が所管

施策ID	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-2-1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討	都市計画課	●	●	
保1-2-2	ホテル復活プロジェクトの推進	都市計画課 環境課	●	●	●

担当課の変更が必要！

※「都市計画課」から「都市整備課」へ表記を変更

改定内容② 「新たな公園整備完了による文言削除」の概要

なぜ改定するの？（背景）

「2040年の目標水準に含まれる主な都市公園」に将来の設置公園が記載されていますが、田端西地区のまちづくり（田端西地区土地区画整理事業）により、山伏塚公園と神の倉公園が整備されたことから、改定を行います。

目的：

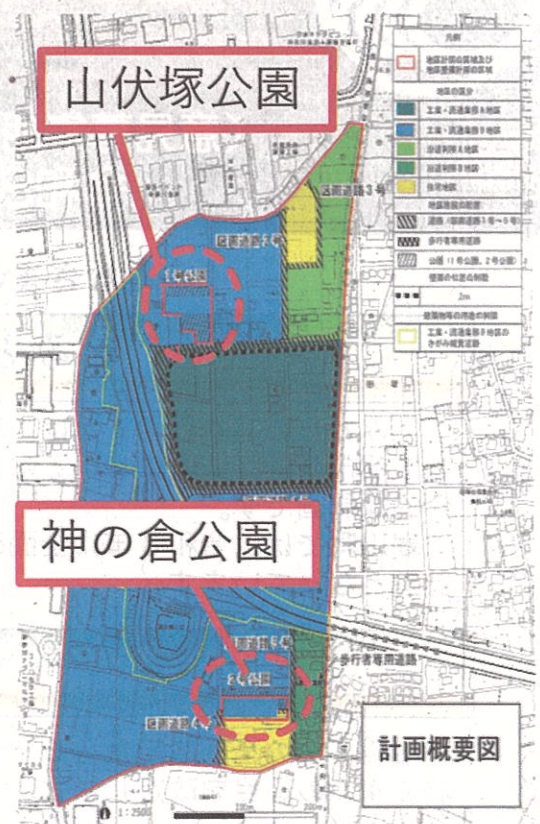
将来の設置公園である「2040年の目標水準に含まれる主な都市公園」から整備済の「田端西地区」の部分削除することで、整合を図ります。

※2040年の目標水準に含まれる主な都市公園

都市公園 ツインシティ倉見地区や田端西地区のまちづくりによる公園、第4号相模川田端緑地及び第5号相模川一之宮緑地を想定

文言の削除が必要！

※「田端西地区」を削除



※田端西地区地区計画(計画書)より

改定内容③ 「その他施策内容等の見直し」の概要

なぜ改定するの？（背景）：

令和5年10月に「緑化基金」が「まちづくり基金」に統合され、現在の基金名称と整合していないため、分かりにくい状況です。

統合された時点から時間が経過していますが、内容的に軽微なことから、今回の改定に合わせた変更を行います。

目的：

「緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保」における基金の名称を現行の名称と整合させることで、町民の方に分かりやすいものにします。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-3-1	緑化基金の有効活用	都市計画課	●	●	●
保2-3-2	寄贈緑地受入体制の構築	都市計画課			●

○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保

・緑地の保存や緑化の推進の財源として本町では緑化基金を有しており、有効な活用による緑地の保全及び緑化の推進を図ります。また、寄贈緑地の受け入れ体制の整備を構築します。

施策の修正等が必要！

※「緑化基金」から「まちづくり基金」へ表記を変更

改定内容④ 「都市計画緑地に関する方針の変更」の概要

○【第5号相模川一之宮緑地】

なぜ改定するの？（背景）：

当該地は、平成11年に都市計画緑地（面積：1.1ha）として都市計画決定しました。

それ以降、社会情勢は人口減少や少子高齢化が進み、寒川町もこの課題に直面しています。このことから、持続可能なまちづくりのため、地方創生に向けた取り組みが求められています。

寒川町都市マスタープランにおいても、既存の緑地や緑道を活かしたみどりとふれあえる場やレクリエーション空間を整備することにより、身近な公園緑地の活用を図る、としています。

そこで、地方創生の取り組みの一環として、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間の創出を目指し、スポーツレクリエーションができる「にぎわい」と自然の景観を楽しむことや、休憩スペースなどで憩うことができる「やすらぎ」の両立が図れる公園（近隣公園）の位置付けを行います。

なお、改定にあたって、みどりの基本計画では、緑地の確保目標水準の面積を記載する必要があり、面積が定まったこの時期に改定を行います。

目的：

「第5号緑地相模川一之宮緑地（1.1ha）」は、「近隣公園（2.5ha）」（（仮称）相模川一之宮公園（さむかわ西公園））として位置づけを変更します。

○【第4号相模川田端緑地】

なぜ改定するの？（背景）：

当該地は、平成11年に第5号緑地と共に都市計画緑地（面積：0.67ha）として都市計画決定し、現在は駐車場等として土地利用がされています。

なお、都市計画決定された後に、公園ではありますが、都市計画緑地の目的である「さがみグリーンライン利用者の休息地」や「自然観察地」等の機能がある「田端スポーツ公園」が隣接地に整備されました。

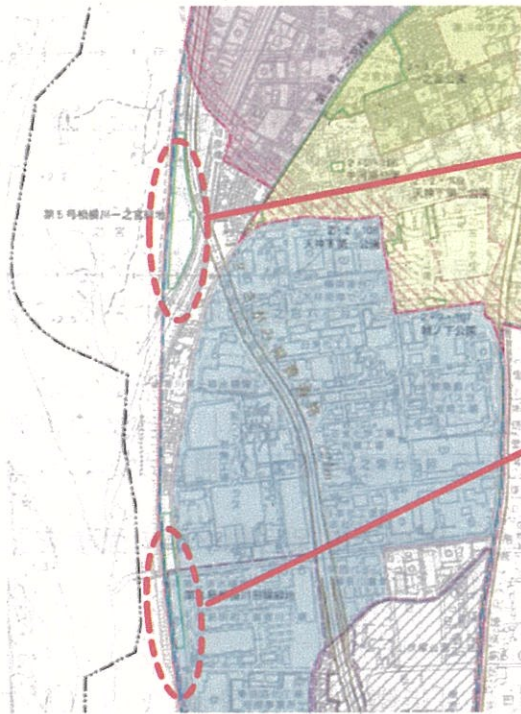
また、緑地の確保目標水準の観点からも、第5号緑地を2.5haの公園とすることで、一定水準が確保されるため、当該地に改めて緑地を整備する必要性はないと考えられます。

この方針となった時期が今となった理由は、第5号緑地を公園として整備する面積が定まらないうちに、緑地の確保目標水準の検証ができないことから、（仮称）相模川一之宮公園（さむかわ西公園）の整備面積が定まったこの時期に方針の変更を行います。

目的：

第4号相模川田端緑地は、緑地として整備しない方針とします。

改定内容④ 「都市計画緑地に関する方針の変更」の概要



第5号相模川一之宮緑地

現 状：「都市緑地」として整備
 方針案：「近隣公園」として整備
 （仮称）相模川一之宮公園
 （さむかわ西公園）

第4号相模川田端緑地

現 状：「都市緑地」として整備
 方針案：緑地を整備しない

配置等を再考する上での参考指針

- ・ 住民一人当たりの都市公園の敷地面積
- ・ 都市公園の配置及び規模
- ・ 上位計画及び関連計画との整合
 などを考慮

○【参考】

第5号相模川一之宮緑地（現況）



「やすらぎ」の機能

「にぎわい」の機能

これらを「両立」

+ 防災拠点の機能



「公園」とする

公園（イメージ図）





みどりの基本計画（本編）のどこが変わりますか？

【現行】

目標年次（2040年）までに確保を図る緑地の内訳一覧

区域区分別目標緑地量 緑地種別				将来市街地			都市計画区域		
				整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
				ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	37	3.54	0.86	41	3.89	0.86		
	近隣公園	0	0.00	0.00	1	1.50	0.33		
	地区公園	0	0.00	0.00	1	4.77	1.06		
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
		運動公園	0	0.00	0.00	1	7.22	1.60	
	基幹公園計		37	3.54	0.86	44	17.38	3.85	
	都市緑地		6	2.25	0.55	6	2.25	0.50	
	緑道		4	1.90	0.46	5	2.43	0.54	
	都市公園計		47	7.70	1.87	55	22.06	4.89	
	公共施設緑地		31	24.83	6.06	37	37.85	8.41	
	都市公園等計		78	32.53	7.93	92	59.92	13.30	
民間施設緑地		16	3.26	0.79	27	10.29	2.29		
施設緑地計		94	35.78	8.72	119	70.20	15.59		
特別緑地保全地区 その他法によるもの 法によるもの計 条例等によるもの 小計 地域制緑地計	特別緑地保全地区	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00		
	その他法によるもの	2	16.23	3.96	6	319.91	71.09		
	法によるもの計	2	16.23	3.96	6	319.91	71.09		
	条例等によるもの	7	0.81	0.20	9	1.93	0.43		
	小計	9	17.04	4.16	15	321.84	71.52		
	地域制緑地計	9	17.04	4.16	15	321.84	71.52		
施設・地域制間の重複			0.35	0.09		11.97	2.66		
緑地総計		103	52.46	12.79	134	380.07	84.45		
人口		将来市街地人口			41 千人				
		都市計画区域人口			45 千人				
面積		将来市街地面積			739 ha				
		都市計画区域面積			1,342 ha				
緑地の確保目標水準		将来市街地面積に対する割合				7.10 %			
		都市計画区域面積に対する割合				28.32 %			
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)		都市公園			4.89 ㎡/人				
		都市公園等			13.30 ㎡/人				

(1) 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量	市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
令和2年度 現在	おおむね 48.6ha	6.7%	おおむね 379.1ha	28.2%
令和22年度 (20年後)	おおむね 52.5ha	7.1%	おおむね 380.1ha	28.3%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
都市計画区域人口 1人当たりの 目標水準	都市公園 3.91 ㎡/人	4.15 ㎡/人	4.89 ㎡/人
	都市公園等 11.80 ㎡/人	12.20 ㎡/人	13.30 ㎡/人

※2040年の目標水準に含まれる主な都市公園

都市公園 ツインシティ倉見地区や田端西地区のまちづくりによる公園、
第4号相模川田端緑地及び第5号相模川一之宮緑地を想定

みどりの基本計画（本編）のどこが変わりますか？

【改定案】

目標年次（2040年）までに確保を図る緑地の内訳一覧

区域区分別目標緑地量			将来市街地			都市計画区域		
緑地種別			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
			ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園		37	3.54	0.86	41	3.89	0.86
	近隣公園		1	2.50	0.61	2	4.00	0.89
	地区公園		0	0.00	0.00	1	4.77	1.06
	都市基幹公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	運動公園		0	0.00	0.00	1	7.22	1.60
基幹公園計			38	6.04	1.47	45	19.88	4.41
都市緑地			4	0.48	0.12	4	0.48	0.11
緑道			4	1.90	0.46	5	2.36	0.52
都市公園計			46	8.43	2.05	54	22.72	5.04
公共施設緑地			31	24.83	6.06	37	37.85	8.41
都市公園等計			77	33.26	8.11	91	60.58	13.45
民間施設緑地			16	3.26	0.79	27	10.29	2.29
施設緑地計			93	36.51	8.90	118	70.86	15.74
特別緑地保全地区			0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
その他法によるもの			2	16.23	3.96	6	319.91	71.09
法によるもの計			2	16.23	3.96	6	319.91	71.09
条例等によるもの			7	0.81	0.20	9	1.93	0.43
小計			9	17.04	4.16	15	321.84	71.52
地域制緑地計			9	17.04	4.16	15	321.84	71.52
施設・地域制間の重複				0.28	0.07		11.90	2.65
緑地総計			102	53.26	12.99	133	380.80	84.61
人口			将来市街地人口			41 千人		
			都市計画区域人口			45 千人		
面積			将来市街地面積			739 ha		
			都市計画区域面積			1,342 ha		
緑地の確保目標水準			将来市街地面積に対する割合			7.21 %		
			都市計画区域面積に対する割合			28.38 %		
都市公園等の目標水準（住民一人当たり面積）			都市公園			5.04 ㎡/人		
			都市公園等			13.45 ㎡/人		

(1) 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量	市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
令和2年度 現在	おおむね 48.6ha	6.7%	おおむね 379.1ha	28.2%
令和22年度 (20年後)	おおむね 53.3ha	7.2%	おおむね 380.8ha	28.4%

市街化調整区域の緑地面積3.0haが市街化区域に移行したこと、市街化区域の緑地面積が1.7ha増加したことにより、緑地面積としては、市街化区域が4.7ha増、都市計画区域全体では1.7ha増となります。

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
都市計画区域人口 1人当たりの 目標水準			
都市公園	3.91㎡/人	4.66㎡/人	5.04㎡/人
都市公園等	11.80㎡/人	12.43㎡/人	13.45㎡/人

※2040年の目標水準に含まれる主な都市公園

都市公園 ツインシティ倉見地区のまちづくりによる公園や

近隣公園（（仮称）相模川一之宮公園（さむかわ西公園）を想定

みどりの基本計画（本編）のどこが変わりますか？

【現行】

（３）目標年次までに確保を図る緑地の内訳

【施設緑地】

① 都市公園

- ・住区基幹公園は街区公園41箇所、近隣公園1箇所（一之宮公園）、地区公園1箇所（さむかわ中央公園）
- ・都市基幹公園は運動公園1箇所（川とのふれあい公園）
- ・都市緑地6箇所（新設2箇所、第4号相模川田端緑地及び第5号相模川一之宮緑地）、緑道5箇所（新設1箇所、河童徳利公園）
- ・都市公園全体で目標年次の2040年までに合計55箇所、22.06ha、4.89㎡／人を確保することを目標

【改定案】

（３）目標年次までに確保を図る緑地の内訳

【施設緑地】

① 都市公園

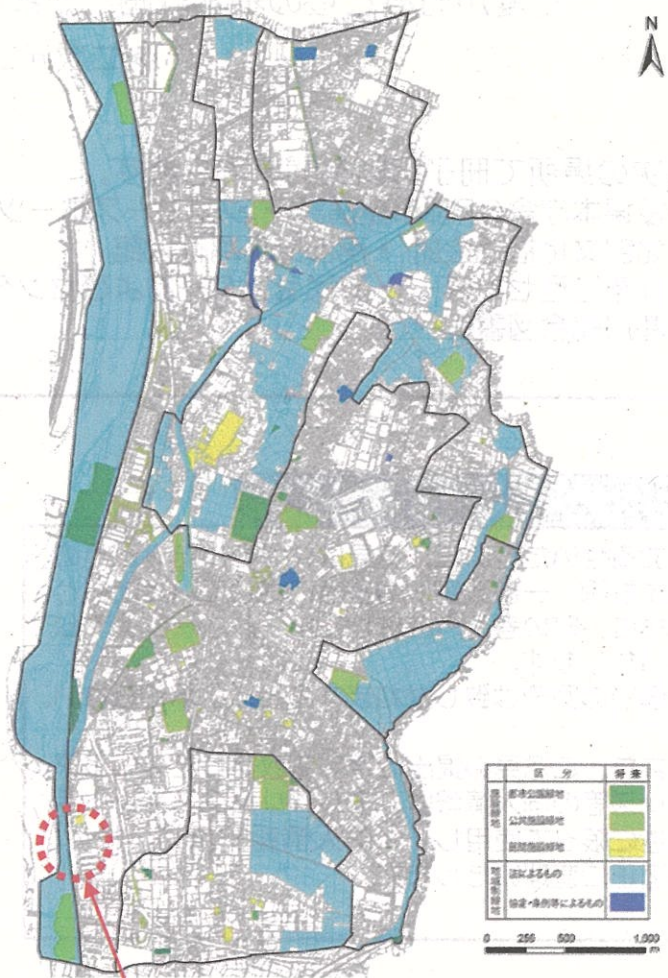
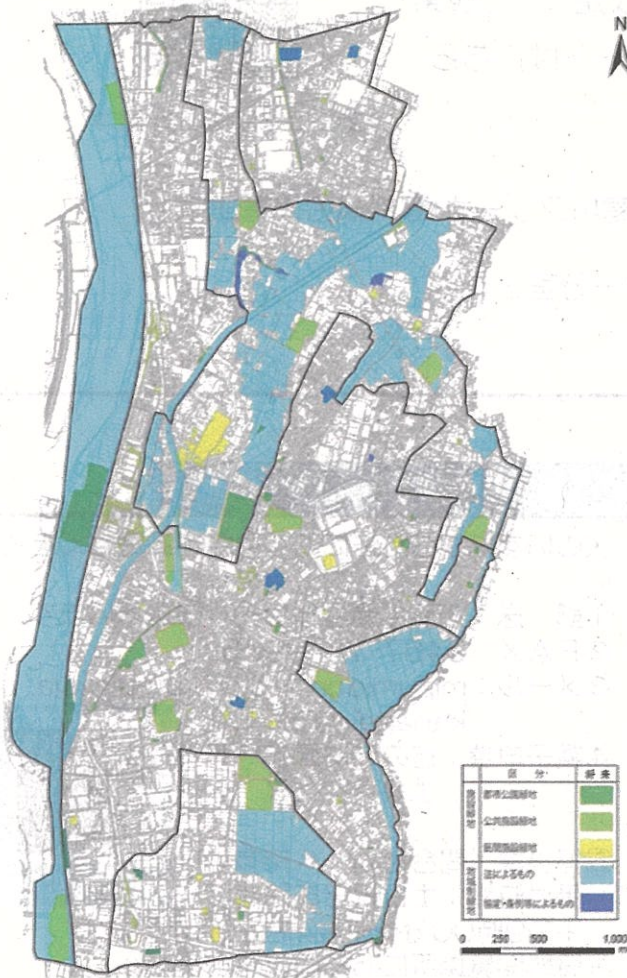
- ・住区基幹公園は街区公園41箇所、近隣公園2箇所（**新設1箇所（仮称）相模川一之宮公園（さむかわ西公園）**、一之宮公園）、地区公園1箇所（さむかわ中央公園）
- ・都市基幹公園は運動公園1箇所（川とのふれあい公園）
- ・都市緑地**4**箇所
- ・緑道5箇所
- ・都市公園全体で目標年次の2040年までに合計**54**箇所、**22.72ha**、**5.04㎡**／人を確保することを目標

みどりの基本計画（本編）のどこが変わりますか？

寒川町みどりの基本計画図

【現行】

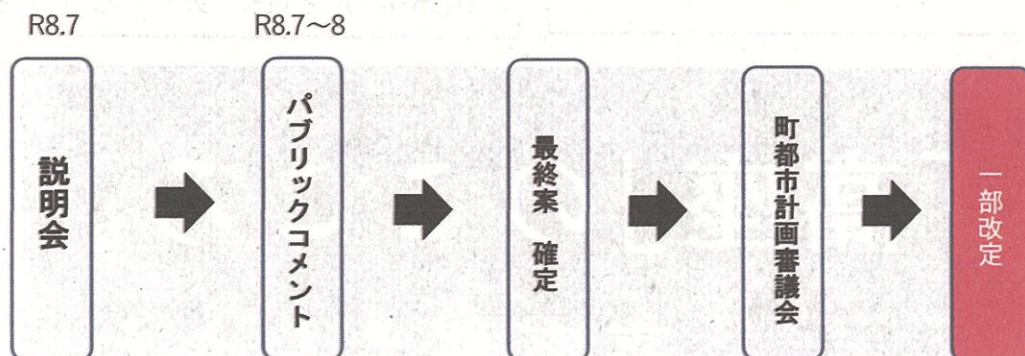
【改定案】



第4号相模川田端緑地
(整備しない方針に変更)

基本計画図から削除

今後のスケジュール（予定）



資料全編の閲覧方法

「寒川町みどりの基本計画 一部改定（案）」の資料全編は、
寒川町のホームページからご覧いただけます。

『寒川町みどりの基本計画 一部改定』で検索

▶二次元コードはこちら



7月21日からご覧になれます。

※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎3F都市整備課・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)
- ・北部文化福祉会館・南部文化福祉会館
- ・健康管理センター・町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町みどりの基本計画 一部改定」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

①郵 送：左下の問合わせ先へ郵送願います。

②FAX：0467-75-9906

③メール：mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp

④電子申請：右の二次元コードよりアクセス



提出フォーム

⑤担当課（問合せ先）へ持参
受付時間：土日祝日を除き、
午前9時00分～午後4時30分まで。

⑥資料閲覧場所にある回収箱へ投かん。

お問合せ先

寒川町	都市建設部 都市整備課 都市みどり担当
住 所	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地
電 話	0467-74-1111
FAX	0467-75-9906

（記入事項）

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など、回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含めて回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

（募集期間）

令和8年7月21日（火）～8月20日（木）

「高座」のころ。

高座郡さむかわ

寒川町みどりの基本計画 一部改定（案）
意見提出用紙（案）

氏名（名称） _____ 連絡先（電話） _____

住所（所在地） _____

勤務先または通学先（住所が町外の方のみ記入） _____

※意見を提出される時は、上記の内容を記入してください。（寒川町パブリックコメント手続きに関する規則第6条第6項）

※提出いただいた個人情報（※）は、この募集事務以外には使用いたしません。

★本内容に賛成の方は右文字を○で囲んでください。（任意です） 賛成・反対・どちらともいえない

【寒川町みどりの基本計画一部改定について、どのように感じられますか】

【その他ご意見等ありましたらお寄せください】

（裏面もご利用ください）

※この用紙（表裏）に書ききれない場合は、別紙（任意の様式）を付けてください。

◆意見の提出期限：令和8年8月20日（木）

Web 版の資料はこちらへ
https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/tabata/toshimidori/public_comment/20700.html



＜問い合わせ先・意見提出先＞

寒川町都市建設部 都市整備課 都市みどり担当
住所：寒川町宮山165番地
mail：mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp
TEL：0467-74-1111（内線393）
FAX：0467-75-9906